

令和3年度集団指導資料【第1部】

【資料7】

サービス管理責任者等の資格要件
について

障害福祉課

サービス管理責任者等の資格要件について

1. 令和4年度以降のサービス管理責任者等の基本原則について

令和4年4月1日以降にサービス管理責任者または児童発達支援管理責任者（以下、「サビ児管」という）となるためには、原則として以下の要件を満たす必要があります。

従来と異なり、研修を修了してすぐにサビ児管となることはできませんのでご注意ください。

【要件1】 サービス管理責任者等基礎研修（以下、「基礎研修」という）を修了していること。
【要件2】 相談支援従事者初任者研修（以下、「初任者研修」という）を修了していること。
【要件3】 基礎研修を修了した日以降に、2年以上の実務経験を有すること。
【要件4】 要件3を満たし、サービス管理責任者等実践研修（以下、「実践研修」という）を修了していること。

また、サビ児管となった後は、5年以内にサビ児管、管理者または相談支援専門員として2年以上の実務経験を積んだ上で、サービス管理責任者等更新研修（以下、「更新研修」という。）を修了する必要があります。

更新研修を修了できなかった場合は、再度実践研修を修了する必要がありますのでご注意ください。

2. 令和4年度以降の経過措置の扱いについて

【令和4年4月1日時点で経過措置によるサビ児管の要件を満たしている方】

⇒引き続きサビ児管としての配置が可能です。

ただし、一定期間内に必要な研修を修了する必要がありますのでご注意ください。

【令和4年4月1日時点で経過措置によるサビ児管の要件を満たしていない方】

⇒原則のとおり、実践研修を修了するまではサビ児管となることができませんのでご注意ください。

●要件を満たしている場合

4月1日時点 の状況	・基礎研修を修了している。 ・初任者研修を修了している。 ・必要な実務経験を満たしている。	・旧サービス管理責任者または旧児童発達支援 管理責任者研修（以下、「旧研修」という。） を修了している。 ・初任者研修を修了している。 ・必要な実務経験を満たしている。
今後の扱い	<u>基礎研修を修了した日から3年間</u> は、サビ児 管として配置が可能	<u>令和6年3月31日まで</u> は、サビ児管として配 置が可能
必要な対応	<u>3年を経過するまでに、2年以上の実務経験を 積んだ上で実践研修を修了してください。</u> ※修了できなかった場合は、実務経験を積ん だ後に実践研修を修了してください。 (修了までサビ児管として配置できません。)	<u>令和6年3月31日まで</u> に、 <u>更新研修を修了し てください。</u> ※修了できなかった場合は、 <u>実践研修</u> を修了し てください。 (修了までサビ児管として配置できません。)

●要件を満たしていない場合

4月1日時点 の状況	以下のいずれかに該当 ・基礎研修または旧研修を修了していない。 ・初任者研修を修了していない。 ・必要な実務経験を満たしていない。
今後の扱い	<u>実践研修を修了するまでは、人員基準上配置が必要となるサビ児管としての配置は不可</u> (2人目のサビ児管として配置することや、個別支援計画の原案作成は可能)
必要な対応	要件を満たした上で実践研修を受講してください。